



(註)

本調査資料は去る四月十日總選舉に際し各府縣に於て作成した選舉公報に基いて當選議員の教育政見を調査したものである。當時に於ては未だ黨の具体的方策樹立の域に達して居らず、無所屬に於て活潑に教育問題が論じられたことは別表の示す通りである。従つて本調査に於ては各政黨の教育政策を明に對照の位置において見ることが出来なかつた。それ故調査の主目的は専ら教育問題の所在を究明する事にあつた。(北海道・兵庫・高知は未到着)

(執筆擔當 高梨勝託)

頁數

第一節 「教育の使命」と「教育と政治」について

- 一、教育の使命
- 二、教育と政治

第二節 現下の教育問題の關心

選舉公報に表れた教育問題一覽表

- 一、教育の機會均等
- 二、教育の機会均等
- 三、婦人問題
- 四、個性の完成
- 五、教職員の待遇改善
- 六、道義の昂揚
- 七、政治・公民教育
- 八、社會教育
- 九、青少年教育
- 十、官公私の差別廢止・學閥打破
- 十一、農村文化
- 十二、教權の確立
- 十三、其の他

## 第一節 「教育の使命」と「教育と政治」について

### 一、教育の使命

未曾有の敗戦により爲すことを知らずさまよへる社會の現状は教育界にも之を見ることが出来、  
教育者はその指標を失つて混沌として居る状態である。かくの如き現状に對し「新教育勅語の發布」  
（佐伯忠義氏・進）が叫ばれ、又明治大帝の教育勅語がその根本であると論じられてきた。（岡本  
寅太郎氏・達）

新日本とは「一切の武器を放棄し永遠の和平を誓ふ文化日本」（池村平太郎氏・無）であり、民  
主主義日本である。従つて教育の使命は平和文化國家建設、民主主義日本建設の觀點より論じられ  
てゐる。代表的論者は江藤夏雄氏（自）、池村平太郎氏（無）、中田榮田郎氏（無）等である。  
二、教育と政治

從來より教育は政治と絶縁され、教育者は政治運動を禁じられてゐる状態に對して、敗戦の原因  
はここにありとして、教育の政治面への進出浸透、教育と政治との直結、教育組合の政治的性質等  
を論じてゐる。（次節教育確立参照）

代表的論者は、大島多藏氏（無）、久芳庄一郎氏（無）、及川規氏（社）等である。

### 第二節 境下の教育問題の關心

日本人にとって敗戦は冷厳なる現實である。我々の思考及び行動は總て此の冷厳なる現實によつ  
て規定される。

教育問題もすべて此の歴史的現實の中に於て追及され論じられて來た。外部よりの要請とによ  
り、日本人に於て敗戦は冷厳なる現實である。我々の思考及び行動は總て此の冷厳なる現實によつ  
て規定される。

教育問題は考へられてきたが、然しその外部よりの要請を内部よりの要請となす真摯な努力が續  
けられてきた。即ち民主主義教育確立の使命を自己の課題として有する日本人は、これを單に外部  
よりの要請とのみ考へずに、自己反省の過程に於て内部の要請と觀じたのである。

選舉公報にあらはれた民主主義教育確立のための最大關心は教育の機會均等であつて、全体の約  
十六もを占め、その中男女就學の機會均等が約その半數を占めてゐる。次に教職員の待遇改善問題  
が現實の問題としても又將來の問題としても強い關心の度を示し約十三もであるが、教育養成問題  
の如きは第十三位で僅に一・三もである。婦人及び青年に對する選舉権の擴張は婦人教育問題、公  
民（政治）教育、及び青年教育等に多くの關心を向けた。それらは各々第三位、七位、九位で、  
一二も、五も及び四もを示してゐる。教育目的觀の問題としては、個性的の完成が第四位で九もであ  
る。特殊學科の教育として科學教育・公民（政治）教育が各々第五位と七位で八も及び五もを示す

道徳問題としては道義の昂揚が第六位で七%を示してゐる。其の他社會教育、官公私との差別廢止及び學額打破、農村文化、教權の確立等が大きな問題として記されてゐるが、各々四%、三%、二・六%、二・四%である。(次表参照)

選舉公報に表れた教育問題一覽表

教育の機会均等		音英制度			
〔一〕新音習國家負担		〔二〕男女就學の機会均等		〔三〕男女就學の機会均等	
五年校増設		個別者の地方化		〔四〕新音習國家負担	
自由					
2	0	10	2	2	
進歩					
2	0	4	1	3	
社會					
1	0	7	3	4	
協同					
2	0	0	0	0	
共產					
0	0	0	1	0	
其他					
1	4	8	6	10	
合計					
73	3	4	29	13	19
比百分					
16%					

二 新職員待遇改善	三 婦人問題
四 個性の完成（自由教育）	五 科學教育
六 道義の昂揚	七 公民教育（政治教育）
八 社會教育	九 青年教育
十 官公私ノ差別廢止・學閥打破	十一 農村文化
十二 教權の確立	
3 0 5 6 2 4 5 6 11 14 13	
1 3 2 1 3 4 8 4 8 11 7	
2 3 0 1 3 2 4 9 2 9 7	
0 0 0 0 0 2 2 1 4 2 1	
0 0 0 1 0 0 0 0 1 0 0	
5 6 9 9 10 9 15 16 12 19 30	
11 12 16 18 18 21 34 36 38 55 58	
2.4% 2.6% 3% 4% 4% 5% 7% 8% 9% 12% 13%	

## 教育養成（師範學校）

						5
英才教育						
スポーツ、体育						
實業教育						
其の他						
計						
	95	4	1	1	2	2
	71	5	1	1	0	2
	62	4	0	1	0	0
	15	1	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0
	201	22	2	2	4	2
	447	36	4	5	6	6
	8%	0.9%	1.1%	1.3%	1.3%	

### 一、教育の機会均等

民主主義教育確立のために、教育の機会均等といふ問題が最も大きな問題として浮び上ってきた。機会均等は性別、經濟的、數量的、地理的等の各方面より考へられる。先づ性別の點より見るに、終戦後婦人に參政権が與へられ、婦人解放及び婦人の向上が問題となり、教育上に於ては男女就學

の機会均等、及び男女共學等が問題となつて塊はれた。經濟的の點よりみると貧者の優秀子弟の教育が注意を引き、英制度が大きな問題となり、「音英費の國庫負擔」「公費ニヨル獎學制度の確立」等が論じられてゐる。他に「教育費全額の國庫負擔」「教育の國營化」等の教育に於ける國家的色彩の大きくなつたことは注目に値する。(三木武吉氏・無の論説参照) 地理的の點よりは「教育文化施設の地方分散」「文化委機關の地方分散」等が論じられてゐる。最後に數量的の點よりみると學校増設によつて機會の均霑を計り、青年學校の整備擴充によつて一般青年大衆の教育の機會均等を計らうとするものである。更に「私立學校の擴充獎勵による入學難の緩和」「大學及び教育機關の開放」及び「學園者勤労者教育」等も機会均等の點より論じられてゐる。

以上が大体選舉公報に現はれた教育の機会均等についての内容であるが、何れも形式的な議論であることは疑ひない。我々は更に機會の均等を阻む根本の原因について考究する必要がある。各個人に對する適當な機會の均等即ち能力の差に應じた機會均等が考へられなくてはならないし、更に學科課程に對する考課、設備、各地方の教育財政上の考課が考へられなくてはならないであらう。

### 二、教職員の待遇改善

教職員の待遇問題は國家的、社會的地位の向上、並に生活安定の二方面より考へられてゐる。即

ち精神的方面と物質的方面とである。他との均衡を失したこの教職員の待遇が如何に教育を害したかは多言を要しない所である。最優秀なる人材を教育界に集め、而して彼等をして安んじて教育の天職に一生を捧げる様に待遇問題は考へられなくてはならぬし、今興緊の問題として教員の生活

<sup>7</sup> を安定させ、生活の憂なく教育に専念させることが民主主義教育振興の大切な問題として浮び上つてきた。（池村平太郎氏・無の所論参照）

待遇改善の方法として國家の責任において行ふ方法が考へられてゐる。即ち「生活地位の國家的保證」「國家保證による教育者の全面的待遇」等は國家の大きな力によらねばならぬことの自覺である。

對策としては「身分保證法の樹立」（山口好一氏・自）（阿部俊吾氏・無）「電機費問題」（町田三郎氏・社會）「恩給制度の持續」（飯島祐之氏・無）「學校教職員等の關係者の生活保障の爲めの組合組織」（井上徳命氏・無）等が擧げられるが、最後の組合問題については「教員も警官も更に鐵道現行員の如きも智的勞務者なれば此の人々をして爭議に参加せしむるとき現状を打破して處遇の改善に盡力せねばならぬ」と中村又一氏（進）は論じてゐる。

### 三、婦人問題

終戦後婦人に與へられた參政権は、從來の封建的桎梏から婦人を解放し、文化的向上と社會的地位の向上との二方面に向つて自覺を呼び起すに至り教育上の大きな問題となつた。參政権の行使するのに大切なことは婦人の教育であり學問知識である。従つてここに、「女子教育の昂揚」「女子教育機關の擴充整備」「女子青年學校の整備」「女子專門學校・大學の建設」「婦人に關する科學教育」等の科びとなつてあらはれてきたのであるが、特に男女就學上の機會均等は大きな問題となつた。これは前述せる如くである。更に參政権は「婦人の政治教育」（仲川房次郎氏・進）「の重要性を認識させるに至つた。婦人の修養を促進する上に家庭電化による時間の節約が武藤運十郎氏（社）・犬養健（進）等によつて唱へられ、科學分明を家政に導入して婦人の文化的向上を計らうとしてゐる。更に母親本來の役目たる家庭教育の立場から婦人に對する教育が呼ばれてゐる。「勤學女性の智的レベルの向上」（秋田大助氏・無）は注目に値する。

8 婦人の社會的地位の向上に於ては、「男女同權」「地位待遇の差別撤廢」「婦人の人格の尊重」「女權の強化」等が叫ばれてゐる。一松定吉氏（進）・丹野實氏（無）。

婦人に對する社會教育の立場からは「婦人クラブ、婦人講座の施設、母親教育」が山崎道子氏・（社）によつて論じられてゐる。

#### 四、個性の完成

外よりのデモクラシーの究明と内よりの敗因の究明により個性の完成は、教育上の大きな問題になつた。軍國主義的強権教育、形式教育（制一主義教育）、民族獨善的教育、詰込主義。出世本位の教育等が反省され、それらが個性の伸長、人格の陶冶の敵であると呼ばれるに至つた。個性の完成は新時代の光を浴びて、眞理の探求と共に新日本建設のために大きく呼ばれてきたが金光義邦氏（進）の「謂ゆる個人自由の思想が昭り易き弊害に留意し個性の陶冶・人格の完成に努め、自由と責任観念と表裏一体たるの實を明にしたい」といふ主張は注目に値するものである。

制一教育はその強制的・形式的教育の點よりして學徒の個性を没却するものであるが故に、その打破が一般の輿論となつた。更に英才・天才教育の點よりも制一教育の打破が呼ばれてゐる。

代表的論者は大野伴睦氏（自）、木島義夫氏（自）、犬養健氏（進）、鹿島透氏（無）、三木武夫氏（無）等である。

#### 五、科学教育

今次大戦中より日本の科學を振興せねばならぬと呼ばれてきた、而して敗因が我が科學陣営の貧弱にあつたことが終戦後一般の認むる所となり、科學振興が我が國民性の反省とともに大きな問題等從來等閑に附された問題が注目を引く様になつた。

とをつた。文化日本再建のため及び世界文明への貢獻のために科學技術の振興は考へられ、そのため、科學者の鬱屈は教育者の鬱屈と同時に大切な問題となつた。更に科學振興のために、「合理的批判精神の養成」（加藤宗平氏・自）、「科學の實際化、日常生活の科學化」、「科學研究機關の設置」、「博物館、科學館の設置」等が述べられ、「婦人に對する科學教育」「農村の科學化」等從來等閑に附された問題が注目を引く様になつた。

代表的論者は鈴木強平氏（進）、木村義雄氏（自）、海野三郎氏（社）等である。

#### 六、道義の昂揚

敗戦と共に日本は武力なき平和文化國家としての將來を運命づけられた。文化國家の本質は道義にあり、然して今日の現状をみると道義は頗る頽廢してゐるので、ここに道義の昂揚が大きく呼ばれるに至つたのである。

かくの如き道義頽廢の現状に對して町田三郎氏（社）は「國民道義の昂揚は生活の安定に基盤を置いて始めて確固たるものとなるでせう」と述べ、花月純誠氏（自）は「道義國家建設の方途として高度に宗敎を攝取すること」を述べ、其の他「信」「知恩報徳」「青年と婦人の力による道義の昂揚」「社會運営觀の確立」等が方策として呼ばれてゐる。

然してかかる道義の性格は北村徳太郎氏（進）の述べるごとく「政治經濟一切の基盤としての道義性」であり、「根本に於て人情の自然から流露する自由、平等、博愛、平和の人類に共通普遍な道徳」（田中重彌氏・自）である。かくの如き道義に徹することにより日本人は世界文化に貢献するものであると論じられてゐる。

### 11 七、政治・公民教育

敗戦の反省と新なる生命を與へられた民主主義政治との二大原因のために政治・公民教育は大きな問題として科學教育と共に教育の學論となつた。然して婦人参政権、及び青年層への參政権の擴張等により、婦人及び青年層に対する政治・公民教育が大きく取りあげられてきたことは、前述せる如くである。特に青少年に對する政治公民教育は（九）にて述べる。

一般國民の政治教育に對しては「國民の政治に對する批判力の涵養と正當なる輿論の勃興を目指とする生氣を與へる教育」が佐藤久雄氏（進）によつて、「只單に國家奉仕の偏せる教育、曲められたる一般國民の公民教育の向上」が中島茂喜氏（舞）によつて唱へられてゐる如く、一般に政治公民教育の普及徹底の題目を唱へるのみで深い反省省察がみられない。

### 八、社會教育

社會民主化的途を経つて「社會教育による一國文化水準の飛躍向上」が松原一彦氏（進）によつて唱へられてゐる。伊藤幸太郎氏（主）は「市町村を基盤とする博物館、美術館、科学館、音楽館等の設立、公演、講演、出版、ラヂオ等健全なる知識の傳充によって国民精神の明暎化を『らねばなりません』と述べてゐる。一般に「社會教育施設の擴充」「資金採集の主たる産」「出版文化の奨励」等の題目が呼ばれるのみで社會教育の根本を以ての論議はほとんど見られない。

### 九、青少年教育

如何なる時代、如何なる國家に於ても青少年の教育は一大要心であるが、我國では敗戦とふ現実的歷史的事実並に學校教育の弊病は青少年層の自慢と並んで大なる弊病をかけさせる。かくして青少年教育は青少年大衆に対する教育の機會均等、及び「青年教育水準の高度化」（平川篤氏・主）の點より論じられてゐる。青年學校制度について厚生省吉氏（自）が論じ、鶴見井上部氏（主）の論は注目を引く。

而して青少年について、水田三喜男氏（自）は「新しく生れる青年國は文化運動の任務が大きく

加はるべきである」と述べてゐる。其の後「青年教育の実態と問題」、「外國青年層と日本青年層の対比強化」が論じられてゐる。

#### 十、官公私の差別禁止・整頓打撲

13  
庄司吾男（経）は「青年私権の差別待遇を除去せねばなりません。私権は必ず法人の私権を改め教育の公権性を取かですると共に政府は十分なる功成をなす必要あるものと存じます」と述べ、中野一氏（監）は「青年をなるべく廢して私権制によるべきである」と述べてゐる。其の後「青年教育の弊一撲」（武蔵臺一・庄司吾男）、「青年私権の一切平等主義となれの打撲」（庄司吾男・中野一氏）等が論じられてゐる。

#### 十一、農村文化

農村文化は民主日本のあるべきものとして国民文化の差異をなくすとする議論より論じられ、そのため農村青年男女に対する公民教育、社会教育が注目を浴びて至った。更に農村文化向上のために教育機関の外で耕生品種、地租の適正化等、各方面に亘つての合理的な改善の必要が叫ばれてゐる。

代表的論者は山下泰江氏（達）、中野壽氏（計）、鈴木金右衛門氏（経）、成島勇（経）等である。

#### 十二、教育の確立

教育が政治の奴隸となり、隨時の政治によつて動かされてきたことが、教育不振的一大原因であるとして、教育権を一般行政権より分離して独立する論議が見られる。

代表論者は小野孝氏（自）、平川篤雄氏（無）、仲子隆氏（無）等である。

#### 十三、其他　以下代表的論者の氏名のみを示すことに

教育養成問題（大學生件）（六）（括弧内は度數）  
大學生件膝氏（自）  
英才教育（六）（自）  
横田清藏氏（自）  
山口好一郎氏（達）

松永佛骨氏（自）、稻田健治氏（達協同）

スボーツ・体操（五）

竹内茂代氏（自）

實業教育（四）

平川篤雄氏（無）、山田壽三郎（無）

國語問題（二）

木山文子（甲）道會（会）

憲法改正 (一)

仲子隆氏 (無) (新権の確立参照)

學制改革 (二)

厚東常吉氏 (自)、笠森彌三氏 (無)

教育委員會 (一)

伊藤幸太郎氏 (無)

其の他に「兒童愛護施設」「社會保險制度の確立」「學校宿舍の完備」「學校給食」「國民學校に英語会話を教へること」「エバベラント語の採用」「試験制度の廢止」「戰災學校の復興」「義務年限の延長」(二)、「メートル法の採用」「世界聯邦の建設」等が擧げられる。